

千葉市からの事務連絡事項

【幼保運営課】

担当

1 新たな防災気象情報に伴う臨時休園基準の変更について 【資料あり】

[助成第2班]
鈴木
TEL:043-
245-5735

5月下旬より、気象庁が発表する防災気象情報が変更されます。
警報等の名称が変更され、警戒レベル4相当となる危険警報が新設されます。

この変更に合わせて、臨時休園基準も一部変更することとなります。

正式には5月下旬に通知する予定ですが、事前に変更内容について、周知させていただきますので、ご確認願います。

<対象>全園

2 令和9年4月入所スケジュールについて【資料あり】

[管理班]
大沼・石井
TEL:043-
245-5726

令和9年4月入所のスケジュールについて、例年より2週間ほど前倒して実施します。詳細は別紙資料をご確認ください。

なお、本件については、後日千葉市ホームページや全認可保育園へメールにて正式にお知らせします。

<対象>全園

3 (追加)公定価格の減算について【資料あり】

[助成第2班]
鈴木
TEL:043-
245-5735

子ども・子育て支援情報公表システム(ここdeサーチ)における経営情報等の報告が義務化されたことに伴い、特定教育・保育施設の設置者及び特定地域型保育事業者は、毎事業年度終了後5か月以内に当該報告を行う必要があるところ、当該取組を行っていない施設・事業所については基本分単価の減算を行うこととし、令和8年7月から適用されることとなります。

減算額は基本分単価に5%を乗じた額です。

経営情報等の報告は、すべての「必須入力」項目への入力を行っていただく必要があります。未報告の場合だけでなく、既に入力済の施設(法人)におかれましても、今一度入力内容の確認をお願いします。

≪3月末が事業年度終了の場合≫

○令和6年度決算分:令和8年6月末までに入力が必要
(7月から減産適用)

○令和7年度決算分:令和8年8月末までに入力が必要
(3か月猶予あり。12月から減算適用)

<対象>全園